

## 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成28年5月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー大津茶が崎ショッピングセンター 大津市茶が崎字小麦尻1番2の一部ほか4筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バローホールディングス 岐阜県恵那市大井町180番地の1 代表取締役 田代正美
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町661番地の1 代表取締役 田代正美  
株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町一丁目38番地の1  
滋賀テレコム株式会社 大津市中央二丁目5番19号 代表取締役 井花健次 ほか1者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成28年11月18日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,416平方メートル
- 6 駐車場の収容台数
  - ①平面駐車場 113台
  - ②屋上駐車場 119台
- 7 駐輪場の収容台数
  - ①駐輪場 90台
  - ②駐輪場 30台
  - ③駐輪場 10台
- 8 荷さばき施設の面積
  - A荷さばき施設 211平方メートル
  - B荷さばき施設 102平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
  - A廃棄物保管庫 21.0立方メートル
  - Bリサイクル品保管庫 21.0立方メートル
  - Cリサイクル品保管庫 36.0立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
株式会社バロー、株式会社サンドラッグおよび滋賀テレコム株式会社 9時から21時30分まで  
その他小売店舗 9時から22時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - A荷さばき施設 6時から翌3時まで
  - B荷さばき施設 6時から22時まで
- 14 届出年月日 平成28年4月21日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
  - (2) 縦覧期間 平成28年5月13日から平成28年9月13日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成28年9月13日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号